

町道王寺2号線(久度大橋)及び南駅前広場のイルミネーション設置委託業務 公募型プロポーザル方式募集要項 (以下「本募集要項」という。)

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大に伴い落ち込んだ地域経済の回復の一助となるよう、イルミネーションの設置により、おもてなしの空間を形成し、王寺駅周辺の活性化を図ることを目的とする。

2. 適用

本募集要項は町道王寺2号線(久度大橋)及び南駅前広場のイルミネーション設置委託業務における、事業者の募集や選定等に関して定めるものである。

3. 業務の概要

(1) 業務名

町道王寺2号線(久度大橋)及び南駅前広場のイルミネーション設置委託業務 (以下「本業務」という。)

(2) 点灯期間

令和4年11月1日(火)～令和5年3月14日(火)
16:00～0:00

(3) 業務場所

①町道王寺2号線(久度大橋)

②南駅前広場

※施工範囲外での設置を提案したい場合は、担当課へ事前に連絡のこと。

(4) 業務内容

別添「町道王寺2号線(久度大橋)及び南駅前広場のイルミネーション設置委託業務特記仕様書」(以下「業務仕様書」という。)のとおり

4. 委託金額の上限

6,000,000円(消費税込み)

5. 実施形式

公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)

6. 参加資格

本プロポーザルの応募資格は、以下の条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定の者に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て中、又は更正手続中でないこと。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (4) 本町の入札参加資格の停止措置および保留の期間でないこと。
- (5) 平成 24 年度から令和 3 年度までの過去 10 年間のうちに、同種（イルミネーション事業）の実施実績を有していること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (7) 令和 4・5 年度の王寺町入札参加資格を有する者（以下、「資格を有する者」という。）であること。（登録区分は問わない。）ただし、令和 4・5 年度の王寺町入札参加資格を有しない者（以下、「資格を有しない者」という。）にあたっては、参加意思表示時に、資格を有する者と同等の資格があることを確認するための書類（以下、「10、参加意思表示書等の提出（2）資格を有しない者の提出書類」のとおり。）を合わせて提出し、資格審査を行った上で、本プロポーザルに参加することができる。また、グループを構成される場合、共同企業体の構成員は、資格を有する者、又は資格審査に合格したものとする。

7. 担当部局

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2 丁目 1 番 23 号
 王寺町地域整備部まちづくり推進課
 TEL：0745-73-2001（代表）
 FAX：0745-32-6447

8. スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりを予定している。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 本プロポーザル実施の公表 | 令和 4 年 9 月 1 日（木） |
| (2) 質問受付期間 | 令和 4 年 9 月 5 日（月）正午まで |
| (3) 質問回答日 | 令和 4 年 9 月 7 日（水） |
| (4) 参加意思表示書等提出期限 | 令和 4 年 9 月 9 日（金）正午まで |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和 4 年 9 月 13 日（火）正午まで |
| (6) 審査会 | 令和 4 年 9 月中旬 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和 4 年 9 月中旬 |
| (8) 契約の締結 | 令和 4 年 9 月中旬 |

9. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり提出すること。なお、質問がない場合、質問書の提出は必要ない。

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出書類 | 質問書（様式 1） |
| (2) 提出日時 | 令和 4 年 9 月 5 日（月）正午まで |
| (3) 提出方法 | 電子メール |
| (4) 提出先 | sumai@town.oji.nara.jp 王寺町 地域整備部 まちづくり推進課（担当：寺口） 件名に「質問書の送付（社名）」と記載すること。 |
| (5) 回答方法 | 各事業者により提出された質問は、すべての回答をとりまとめた回答書を作成し、質問者の名称等を伏せた上で、本町の公式サイトに掲示する。 |

10. 参加意思表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本募集要項及び業務仕様書の内容を確認したうえで、以下の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - 参加意思表明書（様式2）
 - 提案者の業務実績（様式3）
 - 企業・団体概要（様式4）
 - グループ構成表（様式5）※グループの場合のみ提出
 - イルミネーションデザイン責任者経歴書（様式6）
 - 暴力団に関与のない旨の誓約書兼承諾書（別記様式）
- (2) 資格を有しない者の提出書類
 - ①業者登録カード（様式9）
 - ②委任状
 - ※営業所等に権限を委任する場合のみ。
 - ③営業所一覧表（任意様式）
 - ※営業所等を有する場合のみ。
 - ④履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
 - ※3ヶ月以内に発行されたもの。
 - ⑤印鑑証明書の写し
 - ※3ヶ月以内に発行されたもの。
 - ⑥使用印鑑届（契約等に使用する印鑑）
 - ⑦納税証明書
 - ※3ヶ月以内に発行されたもの。直近2年分。
営業所等に委任する場合は、本店と委任先の証明書がそれぞれ必要。
 - ⑧資格証明書等の写し
 - ※営業に関し許可・認可を必要とする場合
 - ⑨販売・役務等実績調書（任意様式）
 - ※直近2年分の物品の製造・販売、役務の実績が分かる書類。
 - ⑩決算書の写し（法人の場合）
 - ⑪確定申告書の写し（個人の場合）
 - ※⑩～⑪は、直近2年分。
- (3) 提出期限 令和4年9月9日（金）正午まで
- (4) 提出方法 直接持参または郵送（簡易書留郵便に限る）※締切日必着
- (5) 提出先 〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号
王寺町 地域整備部 まちづくり推進課
- (6) 提出部数 1部

11. 企画提案書等の提出

本募集要項及び業務仕様書に基づき、考え得る最適な方策を企画提案書により提案するものとする。企画提案書は1社につき1件とし、以下の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - 企画提案書（任意様式）
 - 見積書及び内訳書（任意様式）
 - ※委託金額の上限を超えた見積書を提出した場合は失格とする。

- (2) 提出期限 令和4年9月13日(火)正午まで
- (3) 提出方法 直接持参または郵送(簡易書留郵便に限る) ※締切日必着
- (4) 提出先 「10 参加意思表明書等の提出」に同じ
- (5) 提出部数 正本:1部、副本:6部、電子媒体:1部

12. その他必要書類の提出

- (1) 提出書類 協定書(様式7) ※グループの場合のみ提出
- (2) 提出期限 令和4年9月13日(火)正午まで
- (3) 提出方法 直接持参または郵送(簡易書留郵便に限る) ※締切日必着
- (4) 提出先 「10 参加意思表明書等の提出」に同じ
- (5) 提出部数 1部

13. 審査

(1) 審査会

開催日:令和4年9月中旬

※審査会の実施時間・場所等については、別途参加者に通知する。

※審査会は、非公開とする。

※企画提案を行う者から応募書類に基づき内容を説明した後、選定委員より質疑を行う。

※設置予定のLED等を持参し、点灯すること。

(2) 選定

審査会において、「13. 審査(3) 審査基準」に準じて審査を行い、最優秀案を選定する。

企画提案書等提出書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを行い審査合計点数の総計が最高得点の者を契約の受託候補者として、2番目に高い得点の者を次点者として特定する。

企画提案書提出者が2者に満たない場合、提案者が応募資格を満たしていれば審査を行うものとし、全ての評価項目において各委員の評価の合計が配点の6割以上であるときは、その提案者を受託候補者として特定する。

(3) 審査基準

① 装飾コンセプト・デザイン

- ・装飾コンセプトが明確であるか
- ・SNS等での拡散につながるデザインであるか
- ・デザインや色味が華美になりすぎているか

② 観光の振興・まちの活性化

- ・町内外からの集客力が期待でき、王寺駅周辺の活性化に寄与するものとなっているか

③ 事業実績

- ・本業務に従事する者(責任者等)が、本業務の遂行に必要な専門知識、経験等を有しているか
- ・過去10年間のうちに、同種(イルミネーション事業)の実施実績を有しているか

④ 見積価格

- ・予算内で充実した内容となっているか、見積金額は妥当か

⑤管理体制

- ・施工にあたって、歩行者等の安全確保対策がなされているか、トラブル等に迅速に対応できる体制となっているか

1 4. 契約方法

最優秀案を提案した受託候補者と随意契約を締結する。

1 5. 審査結果の通知

審査結果については、令和4年9月中旬頃に、プレゼンテーション実施者毎に個別に通知する。

1 6. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、並びにプレゼンテーションに要した費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の資料については返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、組織内で複写・配布を行う場合がある。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の提案書を無効とするとともに、入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- (5) 随意契約の相手方として決定した以降に辞退した場合は、入札参加停止の措置を行うことがある。
- (6) 参加表明後、やむをえない事情で辞退する場合は、「辞退届」(様式8)を提出すること。
- (7) 本プロポーザルを辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではないこと。
- (8) 提出書類の著作権は、プロポーザルの参加者に帰属する。ただし、本町が本業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本業務に係る情報公開請求があった場合は、王寺町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。